

農業用燃料タンクの維持管理は大丈夫ですか？

農業用ハウスなどに近接して設置している燃料タンクについては、種類・数量により消防署への届出や許可が必要となります。

農業用燃料タンクから万一油漏れが発生した場合、火災発生危険性が高まるだけでなく、地下水や土壌を汚染するなど自然環境に悪影響を及ぼします。

また、流出した油は回収が大変難しく、回収作業等には相当な費用がかかり、これに要した費用は事故を起こした者が負担することとなります。

必要な届出等をおこない安全な状態で使用するとともに、維持管理を徹底して、事故の未然防止に努めましょう。

1 消防への届出・申請について

重油や灯油などは、消防法で「危険物」として定義されており、種類や貯蔵・取扱量によって届出や許可申請を行うことが必要です。

また、届出した数量に変更がある場合や、廃止する場合にも届出等が必要です。

	渋川地区広域市町村圏振興整備組合火災予防条例の規定により消防本部への届出が必要	消防法の規定により渋川地区広域市町村圏振興整備組合管理者の許可が必要
軽油・灯油	200ℓ以上、1,000ℓ未満	1,000ℓ以上
重油	400ℓ以上、2,000ℓ未満	2,000ℓ以上

届出

申請

2 届出に必要な書類

- ① 少量危険物貯蔵・取扱届出書
- ② 案内図
- ③ 配置図（防油堤・消火器・標識・掲示板・保有空地など図示）
- ④ タンク図面
- ⑤ タンク検査済証の写し など

消防本部予防課へ相談

3 届出場所

届出については、下の表を参考に管轄する消防署若しくは予防課までお願いします。

届出を受付後に、消防職員が現地調査を行います。

届出場所	住所	電話番号	管轄地域
消防本部予防課	渋川市渋川1815番地51	0279-25-4193	全域
東分署	渋川市赤城町上三原田468番地2	0279-56-2926	渋川市赤城町・北橘町
西分署	渋川市伊香保町伊香保558番地4	0279-72-2199	渋川市伊香保町
南分署	北群馬郡吉岡町上野田1201番地3	0279-54-2064	吉岡町・榛東村
北分署	渋川市北牧158番地1	0279-53-3513	渋川市小野上・子持地区

※ 届出等に関するお問い合わせは、消防本部予防課までお願いします。